千葉市障害者介護給付判定審査会運営要領

（目　的）

第１条　この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年１月２５日政令第１０号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年２月２８日厚生労働省令第１９号。以下「規則」という。）、千葉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成１８年千葉市条例第１３号）、千葉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１８年千葉市規則第２９号。以下「市規則」という。）及び各関係法令の定めるところのほか、千葉市障害者介護給付判定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（他の合議体への判定等の依頼）

第２条　市規則第３条に定める「市長が特に必要と認める場合」とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（１）一の合議体（以下「審査部会」という。）において、当該審査部会の長（以下「部会長」という。）及び市規則第５条に定めるその職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）の両者に事故があり、当該審査部会における障害支援区分の審査及び判定その他当該審査部会で合議すべき事項（以下「判定等」という。）を行えない。

（２）次のいずれにも該当する場合

ア　判定等の対象となる者について、第６条に定める日までに各委員に第５条第２項から第４項までに定める書類を送付できない。

イ　当該判定等が遅延することにより、当該判定等に係る障害福祉サービスの支給決定の前に当該サービスを利用せざるを得ず、当該サービスの利用が特例介護給付費の対象となる。

ウ　当該対象者に特例介護給付費に係る費用を支弁する資力がない。

（３）その他前二号に準ずると当該判定等の対象者の障害福祉サービスの支給決定を担当する区（以下「ケース担当区」という。）の高齢障害支援課長が必要と認めた場合

２　ケース担当区が前項を適用し他区の審査部会に判定等を依頼する場合、当該区の高齢障害支援課長に対し障害支援区分判定等依頼書（様式第１号）により判定等を依頼しなければならない。

３　判定等を依頼された区（以下「判定担当区」という。）は、原則として当該依頼を受諾するものとする。ただし、判定担当区の審査部会が当該依頼のあった判定等を実施することにより、他の判定等の実施に著しい支障を来すと判断した場合はこの限りでない。

４　判定担当区は、依頼のあった判定等を審査部会において実施した場合、障害支援区分判定等報告書（様式第２号）により当該判定等の結果を遅滞なく報告しなければならない。

５　前４項に定めることのほか、判定等のケース担当区から判定担当区への依頼に係る　ことついてはケース担当区と判定担当区が協議して決める。

（各区審査部会の定数）

第３条　審査部会における委員の定数は、全ての審査部会について５とする。

（審査部会の開催日時）

第４条　審査部会の開催日時は、部会長と審査部会の所管区域を同じくするケース担当区（以下「所管区」という。）の高齢障害支援課長が協議して決める。

（審査部会が判定等を実施する案件）

第５条　審査部会が判定等を実施する案件は、次の各号に定める案件とする。

（１）障害支援区分の審査及び判定

（２）所管区が、千葉市障害福祉サービス支給決定基準に定める「非定型の場合」に該当する支給決定案を作成した場合の当該支給決定案に対する意見の提示

（３）所管区が、障害福祉サービスのうち自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は自立生活援助について、各サービスにおける標準利用期間を超えて支給決定を更新する支給決定案を作成した場合の当該支給決定案の個別審査

（４）所管区が、障害福祉サービスのうち宿泊型自立訓練について、標準利用期間を超えて支給決定を更新する支給決定案を作成した場合の当該支給決定案に対する意見の提示

（５）所管区が、障害福祉サービスのうち地域移行支援型ホームについて、２年間を超えて支給決定の更新する支給決定案を作成した場合の当該支給決定案に対する意見の提示

（６）所管区が、障害福祉サービスのうち共同生活援助におけるサテライト型住居の利用について、入居から３年間を超える支給決定の更新する支給決定案を作成した場合の当該支給決定案に対する意見の提示

２　所管区は、前項第１号に定める案件の判定等を審査部会に依頼する場合、判定等の対象者に係る次の各号に掲げる書類を各委員に提示することとする。

（１）障害支援区分判定等ソフトによる一次判定結果

（２）特記事項（様式第３号）

（３）医師意見書の写し

（４）概況調査票の写し

（５）サービス利用状況票の写し

３　所管区は、第１項第２号に定める案件の判定等を審査部会に依頼する場合、判定等の　対象者に係る次の各号に掲げる書類のうち必要と認める書類を各委員に提示することとする。

（１）支給決定案の概要（様式第４号）

（２）簡易ケアプラン

（３）勘案事項整理票

（４）概況調査票の写し

（５）その他必要と認める書類

４　所管区は、第１項第３号及び第４号に定める案件の判定等を審査部会に依頼する場合、判定等の対象者に係る次の各号に掲げる書類のうち必要と認める書類を各委員に提示することとする。

（１）支給決定案の概要（様式第４号）

（２）簡易ケアプラン

（３）勘案事項整理票

（４）概況調査票の写し

（５）判定等の対象サービスに係る指定障害福祉サービス事業所の作成したアセスメント　表、個別支援計画等

（６）その他必要と認める書類

（各委員への書類の送付）

第６条　所管区は、前条第２項から第４項までに定める書類を各委員に提示する場合、審査部会開催日の１週間前までに各委員あて到達するよう、当該書類を原則として郵送に　より送付することとする。ただし、一の案件について次回の審査部会で判定等を実施　　することに緊急やむを得ない事由がある場合についてはこの限りでない。

（審査部会の参加方法）

第７条　審査部会の参加方法は、委員が一堂に会する方法又はWEB会議（インターネット上のサービス等を活用した遠隔会議をいう。）による方法によるものとし、一同に会する方法とWEB会議を組み合わせて実施することもできる。

（会議の公開）

第８条　審査部会の判定等に係る会議は、原則として非公開とする。

（委員が判定等に加われない場合）

第９条　一の委員が、判定等の案件の対象者について次の各号に定める関係にある場合に　ついては、当該案件の判定等の合議に加わることができない。

（１）対象者が入院又は通院する医療機関の医師、看護師又はその他の職員

（２）対象者が利用する指定障害福祉サービス事業所、本市の登録地域生活支援給付サービス事業者又はその他の福祉関係事業所等の職員

（３）対象者の家族又は親類

２　一の委員が前項に該当する場合、当該委員については対象者の案件の判定等の際は別室で待機することとする。

（判定等の方法）

第１０条　案件の判定等の方法は、原則として各委員の合議とする。

（雑則）

第１１条　その他審査部会の運営に関することについては、部会長と当該所管区の高齢障害支援課長が協議して決める。

（附則）

　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

（附則）

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

（附則）

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

（附則）

　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

（附則）

　この要領は、令和７年４月１日から施行する。